

議案第 1 号

佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程の一部を
改正する規程の制定について

佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程（平成 17 年佐久市教育委員会
訓令第 6 号）の一部を改正する規程を、別紙のとおり制定する。

平成 31 年 1 月 22 日
佐久市教育委員会教育長

平成 31 年 1 月 日
佐久市教育委員会

佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程の一部を改正する規程

【改正理由】

これは、学校職員が自家用車を公務で使用する場合の当該自家用車に係る自動車保険について、その基準を「佐久市職員自家用車の公務使用取扱規程」（平成17年佐久市訓令第12号）と合わせるため、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程の一部を改正する規程

佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「前条第2項」の次に「の規定」を、「について、」の次に「自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）のほか、」を加え、「1億円以上（二輪車については、1,000万円以上）」を「無制限」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、「（二輪車を除く。）」を削り、「契約が締結されており、当該職員が被保険者である」を「の契約が締結されている」に改める。

第7条第1項第1号中「自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による責任保険（責任共済を含む。）」を「自賠責保険」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市学校職員自家用車公務使用取扱規程（平成17年4月1日教委訓令第6号）

新	旧
<p>(使用基準)</p> <p>第4条 校長は、前条第2項の規定による旅行命令をするときは、当該旅行が次のいずれかに該当し、かつ、当該自家用車について、<u>自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）</u>のほかに、<u>対人賠償保険無制限及び対物賠償保険1,000万円以上の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）</u>の契約が締結されていることを確認するものとする。</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償責任等)</p> <p>第7条 公務使用車が交通事故を起こした場合における損害賠償等については、次によるものとする。</p> <p>(1) 第三者に損害を与えた場合 公用車の取扱いの例による。この場合においては、市は当該自家用車に係る<u>自賠責保険及び任意保険の保険金の請求権を代位取得するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(使用基準)</p> <p>第4条 校長は、前条第2項による旅行命令をするときは、当該旅行が次のいずれかに該当し、かつ、当該自家用車について、<u>対人賠償保険1億円以上（二輪車については、1,000万円以上）及び対物賠償保険500万円以上（二輪車を除く。）の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）</u>契約が締結されており、当該職員が被保険者であることを確認するものとする。</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償責任等)</p> <p>第7条 公務使用車が交通事故を起こした場合における損害賠償等については、次によるものとする。</p> <p>(1) 第三者に損害を与えた場合 公用車の取扱いの例による。この場合においては、市は当該自家用車に係る<u>自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による責任保険（責任共済を含む。）</u>及び任意保険の保険金の請求権を代位取得するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

議案第 2 号

佐久市文化振興推進企画委員会委員の委嘱について

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱（平成 24 年佐久市教育委員会告示第 19 号）第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり委嘱する。

平成 31 年 1 月 22 日
佐久市教育委員会教育長

平成 31 年 1 月 日
佐久市教育委員会

佐久市文化振興推進企画委員会委員（案）

（任期：平成31（2019）年2月21日～2021年2月20日）

ふりがな 氏名	住所	所属	新任・再任
いけだ みのる 池田 実	佐久市取出町	池田楽器代表	再任
うちだ みつる 内田 満	佐久市野沢	音楽指導者	新任
はら いづみ 原 いづみ	佐久市岩村田	佐久 演奏家協会会長	再任
なかむら もとかず 中村 元計	佐久市原	アマチュアバンド 代表(ボーカル)	再任
わこう ちえ子 和光 智恵子	佐久市蓬田	シンデレラバレエ スタジオ主宰	再任
なかやま あや 中山 彩	御代田町大字御代田	El tiempo 主宰	再任
おくむら たつお 奥村 達夫	佐久市下小田切	佐久市コスモホール 館長	再任
ひろすえ けいこ 廣末 恵子	佐久市中込	KDCカンパニー 代表	再任

協議事項 ア

佐久市立中学校部活動指導員設置要綱（案）

【制定理由】

これは、学校教育法の改正により学校職員として位置づけられた、「部活動指導員」を中学校に配置することで、部活動顧問教員の競技未経験等による心理的負担の軽減及び部活動の質的な向上を図るとともに、部活動顧問教員の長時間勤務等の負担軽減を図るため、部活動指導員設置に係る要綱を制定しようとするものであります。

佐久市立中学校部活動指導員設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、佐久市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動の適正な運営を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2の規定にする部活動指導員（以下「指導員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第2条 指導員は、佐久市臨時的任用職員等の給与等に関する条例（平成23年佐久市条例第4号）第2条第2号に規定する短時間勤務職員とする。

2 指導員は、学校職員として、所属する中学校における部活動の顧問を担当できるものとする。

（任用）

第3条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、中学校の学校長が推薦する次のいずれかに該当する者のうちから、適格性を有すると認めるものについて、1年を超えない期間を任期として、指導員を任用することができる。ただし、任期が会計年度を超えることはできない。

- (1) 公益財団法人日本体育協会等公認の指導者資格又は同等の指導者資格を有する者
- (2) 中学校の部活動において指導した経験を有する者又は地域のスポーツ・文化活動において指導した経験を有する者
- (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定す

る普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者

- (4) その他教育委員会が認める者
(職務)

第4条 指導員は、学校長の指示により次に掲げる職務に従事する。

- (1) 技術指導及び安全・障害予防に関する知識・技能指導
- (2) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
- (3) 用具及び施設の点検管理
- (4) 部活動の管理運営（会計管理等）
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 指導計画の作成
- (7) 生徒指導に関する対応
- (8) 事故が発生した場合の対応
- (9) その他学校長が必要と認めるもの
(勤務日及び勤務時間)

第5条 指導員の勤務日及び勤務時間については、別に定めるものとする。
(服務)

第6条 指導員は、法令その他特別な定めのある場合のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) その職務を遂行するに当たり、学校長の職務上の命令に従うこと。
- (2) 部活動の範囲を逸脱する指導や、生徒の人格を傷つけるような言動をしないこと。
- (3) 学校若しくはその職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (5) 教育委員会が指定する指導者研修会を受講すること。
- (6) やむを得ない理由により職務に従事できないときは、あらかじめ学校長に連絡すること。

(解職)

第7条 教育委員会は、指導員が次のいずれかに該当するときは、解職することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により、市に損害を与えたとき。
- (2) 心身の故障等により、職務遂行に支障があるとき。

(3) 勤務状態が不良のとき。

(4) 前条に規定する服務に違反したとき。

(公務災害の補償)

第8条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

(損害賠償の義務)

第9条 指導員は、職務の遂行に当たり、故意又は重大な過失により市に損害を与えたときは、市に対してその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

臼田地区新小学校配置平面計画（案）に関する

地元４区説明会及び地元説明会の開催結果

1 周知方法

(1) 地元４区説明会

- ・ 開催案内を各区回覧

(2) 地元説明会

- ・ 佐久市ホームページへの掲載
- ・ 開催案内を臼田地区全戸配布
- ・ 開催案内を臼田地区の小学校、保育園、幼稚園へ配布

2 開催結果

(1) 地元４区説明会

日 時	場 所	参加人数
12月11日（火）18：30～	下小田切公会場	9名
12月12日（水）18：30～	横山公民館	11名
12月13日（木）18：30～	勝間地域公民館	17名
12月14日（金）18：30～	泉ヶ丘地域公民館	6名

計 43名

(2) 地元説明会

日 時	場 所	参加人数
12月17日（月）18：30～	あいとぴあ臼田	9名
12月18日（火）18：30～	十日町公会場	3名
12月19日（水）18：30～	コスモホール	5名
12月20日（木）18：30～	臼田支所	4名

計 21名

3 説明会で出された意見・要望等及び回答

別紙のとおり

(佐久市型論点整理手法)

臼田地区新小学校 配置平面計画(案)に対する意見・要望等
佐久市型論点整理手法

12月11日～14日 地元4区説明会 12月17日～20日 地区説明会 ※基本設計に係る意見のみ抽出

番号	分類	意見・要望事項	番号	考え方
153	校舎	景観が悪くなるというなら別だが、太陽光パネルを設置すれば電力消費が少なくなると思うので計画してもらいたい。	153	50kwの太陽光発電設備を設置する予定です。
154	校舎	各教室へ手洗い用の流しを設置していただきたい。	154	廊下に手洗い用の流しを設置して対応したいと考えています。
155	校舎	平面図において、グラウンドは茶色、校舎は黄色、緑地は緑で表示してあるが、その他の白地の部分は全部アスファルト舗装になるのか。	155	車の通路と駐車場については、アスファルト舗装を想定しておりますが、実施設計で検討していきたいと考えています。
156	校舎	普段子どもたちが利用している階段が非常階段として使われるのか。	156	避難用階段については、各平面図に表記してあります階段が避難階段になります。建築基準法、消防法の規制を順守した位置に配置します。
157	校舎	職員玄関の事務室と校長室が北側に配置してあり、日影になる。南側の会議室の辺りへ配置した方が日当たりの良い部屋になり良いと思う。	157	学校の意見も聞きながら、実施設計で検討していきたいと考えています。
158	校舎	保健室は、特別支援学級の教室の方に近い方が良いので、出来れば保健室の位置を考えてもらいたい。	158	保健室は、救急車が横付けできる位置で、運動時などの児童のけがなどに速やかに対応できるよう、グラウンドに近く、かつ、職員室との連携がとれるように配置します。(今回パブコメ同意見あり)
159	校舎	3階から浅間山は見えるか。	159	校舎からは見えません。
160	校舎	赤の三角が建物が出入口ということだが、普通教室棟の南側は窓から出られるのか。	160	普通教室棟の南側の1階は外部に出られる掃き出し窓を設置します。
161	校舎	2階、3階からの避難経路はどこを通るのか。	161	避難用階段については、各平面図の階段が避難階段になります。建築基準法、消防法の規制を順守した位置に配置しています。(今回説明会意見No.156)
162	校舎	素案と比べ、歴史資料室はどの位広くなったのか。	162	前回の郷土資料室は69㎡で、今回は175㎡と前回より約2.5倍広く計画しています。
163	校舎	周りのフェンスの高さはどのくらいか。	163	フェンスの高さについては、不審者の侵入を防止しながらも、あまり閉鎖的にならないよう、学校の意見も聞きながら、実施設計で検討していきたいと考えています。

(佐久市型論点整理手法)

番号	分類	意見・要望事項	番号	考え方
164	校舎	校舎と校舎との間がどうしても押し込めたという印象が強い。周辺の土地で新たに確保できるところがあれば、その努力は続けてもらいたい	164	基本設計に着手する前に、仮のレイアウトを作成し、この敷地が学校敷地として十分な広さを有していると判断していますので、更に敷地を広げることは考えていません。(前回説明会No.117)
165	校舎	校舎の1階から浅間山は見えないと思うが、3階からは見えるか。	165	校舎からは見えません。(今回説明会意見No.159)
166	校舎	各教室に仕切を付けることは、今の流れからいくと逆であり、教育的見地から大問題である。	166	建設地域協議会や学校の先生方の意見では、オープンスペース型では児童が落ち着いて勉強できないという声を多く聞いています。実際に、市内のオープンスペース型の教室で建設し、数十年経過した学校では、固定の間仕切を設置してほしいという要望があがっている状況です。児童が落ち着いて勉強できる環境とするため、オープンスペース型の教室ではなく、1クラスごとに区切られた教室で計画します。(今回パブコメ同意見あり)
167	校舎	保健室の位置が良くないと思う。特別支援学級と低学年棟に近い方が良い。プールの場所が変わらなければ、1-1の場所が一番良いと思う。	167	保健室は、救急車が横付けできる位置で、運動時などの児童のけがなどに速やかに対応できるよう、グラウンドに近く、かつ、職員室と連携がとれるように、この配置のとおりとしたいと考えています。(今回パブコメ同意見あり)
168	校舎	校長室と事務室があって、職員室と隔たっているというのは効率が非常に悪い。保健室の所に校長室と事務室を持ってくると、職員が動きやすいようにできる。校長室は応接室なので、日影で来客を迎えるのはどうかと思うので、検討いただきたい。	168	ご意見をふまえ、実施設計で検討していきたいと考えています。(今回パブコメ同意見あり)
169	校舎・給食センター	佐久は日照率が全国トップクラスなので、太陽光、太陽熱を最大限利用できるようにしてもらいたい。設置費はかかるが、維持費はものすごく安くなるはず。給食センターは特に配慮してもらいたい。	169	学校の屋根には、50kwの太陽光発電設備を設置する予定です。なお、その他の活用については、現場の意見をふまえ、費用対効果を考慮しながら実施設計で検討します。(今回パブコメ同意見あり)
170	学校図書館	新津靖文庫は全部移管するのか。	170	新津靖文庫は図書室の中で引き継げるよう考えています。他校と蔵書の重複も考慮したうえで、検討していきたいと考えています。(前回説明会意見No.43)
171	学校図書館	蔵書は図書館へ収まるか。	171	4校の蔵書の重複を考慮したうえで、検討していきたいと考えています。
172	特別支援学級	特別支援学級の子ども達の出入りは昇降口のみか。特別支援学級には、昇降口を通れないという子もいるので、そういった事も配慮してほしい。	172	特別支援学級に近い場所に外部との出入口を計画したいと考えています。
173	特別支援学級・給食センター	特別支援学級の西側は給食センターまで12m程あるが、圧迫感は受けないか。	173	給食センターは縦2階にはなりませんので、特別支援学級へなるべく圧迫感の無いような2階の配置や屋根形状にしたいと考えています。

(佐久市型論点整理手法)

番号	分類	意見・要望事項	番号	考え方
174	冷暖房	エアコンは教室にあるのか。また、佐久はかなり寒いので体育館へ暖房は設置されるか。	174	冷房は普通教室を最優先に設置する予定です。なお、体育館には暖房設備として遠赤外線ヒーターを設置します。
175	冷暖房	暑さ対策で各学校にクーラーを導入することが話題となっているが、新小中学校はそういった対策を取るといって良いか。	175	冷房は普通教室を最優先に設置する予定です。その他、特別教室や職員室等の管理諸室については、市内全小中学校の設置計画に合わせ、実施設計で検討していきたいと考えています。なお、体育館への冷房設置は行わない予定です。(今回協議会No.123と同じ)
176	冷暖房	エアコンは設置するのか。	176	冷房は普通教室を最優先に設置する予定です。その他、特別教室や職員室等の管理諸室については、市内全小中学校の設置計画に合わせ、実施設計で検討していきたいと考えています。なお、体育館への冷房設置は行わない予定です。(今回協議会No.123と同じ)
177	低学年用中庭	中庭を広く取ってあるが、上履きで出られるような材質で作るのか。それとも下履きで利用するのか。	177	下履きに履き替えて遊ぶ場所として考えていますが、学校の意見も聞きながら、実施設計で検討していきたいと考えています。
178	畑	少なくとも低学年用の畑は、学校の敷地内に作ってほしい。	178	敷地内にどのくらい畑や花壇等を作るのか、学校の意見を聞きながら検討していきたいと考えています。広い畑は、学校運営に支障のない範囲で敷地の外に確保できるように検討していきたいと考えています。(前回協議会No.15,16)
179	体育館	体育館の通気性が向上するように地窓の設置とあるが、物置が邪魔しないよう、北からの涼しい風をうまく取り込めるような地窓の配置としてほしい。	179	ご意見をふまえ、実施設計で検討していきたいと考えています。
180	グラウンド	現在、臼田小学校では照明設備があるが、統合した場合、ナイターの照明設備はどうなるのか。	180	グラウンドのナイター照明設備は、1中学校区で1グラウンドにナイター照明を設置しており、臼田中学校に照明設備がありますので、新小中学校に設ける予定はありません。
181	グラウンド	敷地は将来を見据え、出来るだけ広く確保してほしい。西側に加え、グラウンドの南東を取得できれば、グラウンドもほぼ長方形に取ることができる。	181	基本設計に着手する前に、仮のレイアウトを作成し、この敷地が学校敷地として十分な広さを有していると判断していますので、更に敷地を広げることは考えていません。(前回説明会No.117)
182	グラウンド	グラウンドに防砂ネットを張るといことだが、防砂ネットは具体的にどんなものか。	182	敷地の道路境界に設置するフェンスに、網目が非常に細かいネットを被せることにより、視認性は多少悪くなりますが、砂を通しにくくなります。
183	駐車場	学校でイベントがあった時、保護者はどこへ駐車するのか。	183	原則は、グラウンドを使用することになります。
184	駐車場	行事の際の駐車スペースに余裕がないと思う。その都度グラウンドを駐車場に利用できるとあるが、駐車場はある程度余力があった方が良い。	184	駐車場は適切なスペースを確保できていると考えています。

(佐久市型論点整理手法)

番号	分類	意見・要望事項	番号	考え方
185	プール	プールへ救急車はすぐ入れるか。	185	南側の市道を通り、プール東側管理用通用口まで救急車が入れるよう計画しています。
186	周辺道路	雨や雪が降った時は送迎が頻繁になり、朝夕の込む時間帯になるので、送迎の車がこの周辺の道路に溢れてしまい、交通の妨げになってしまうほか、交通事故の元になってしまうのではないかと心配している。	186	近隣の皆様にご迷惑をおかけしないよう、保護者の送迎は、グラウンド北側駐車場で行う等、学校運営の中で配慮していきます。
187	周辺道路	学校側に歩道が計画されているが、北側には歩道がない。老人ホームの利用者の散策コースであり、近くの保育園児も同じようなコースで散策しているため、北側にも歩道の整備をしてもらいたい	187	小学校敷地の北側道路については、車道幅5.0m、学校側に歩道幅2.0mの全幅7.0mに拡幅する計画です。区からの要望があれば用水管理者と協議をした上で、用水路に蓋をかけ、グリーンベルト等の設置が可能かどうか、実施設計で検討していきたいと考えています。
188	給食センター	給食センターをもう少し南へ移動してもらえると、北側の住宅への日影の影響が少なくなるので検討いただきたい。	188	日影を抑えるよう屋根の形状等に配慮していきます。
189	給食センター	給食センターの職員の駐車場はどこになるか。	189	駐車場については、早出の職員や来客用等として駐車スペースを確保しています。他のセンターの例のように工夫をしながら駐車をすることで一定程度の確保はできるものと考えています。不足する場合は、周辺の市有地を活用することで対応したいと考えています。
190	給食センター	なぜ給食センターの敷地内に職員の駐車場を設けないのか。	190	駐車場については、早出の職員や来客用等として駐車スペースを確保しています。他のセンターの例のように工夫をしながら駐車をすることで一定程度の確保はできるものと考えています。不足する場合は、周辺の市有地を活用することで対応したいと考えています。(今回説明会意見No.189)
191	給食センター	給食センターの駐車場が狭いのではないかと。	191	駐車場については、早出の職員や来客用等として駐車スペースを確保しています。他のセンターの例のように工夫をしながら駐車をすることで一定程度の確保はできるものと考えています。不足する場合は、周辺の市有地を活用することで対応したいと考えています。(今回説明会意見No.189)
192	給食センター	給食センターの職員は、学校の駐車場を使えないのか。	192	学校の駐車場は、教職員用であり、給食センターの職員は、学校の駐車場を使用しません。

臼田地区新小学校配置平面計画（案）に関する パブリックコメント（意見募集）の実施結果

1 意見募集の概要

（１）意見募集期間

平成30年12月3日（月）から平成30年12月28日（金）

（２）計画案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所市民ホール、教育委員会学校教育課窓口、各支所総務税務係窓口に閲覧用として設置

（３）意見の募集方法

ア 郵送

イ Eメール

ウ FAX

エ 直接持参（教育委員会学校教育課）

2 意見募集の結果

（１）提出された意見 8名 22件

（２）提出された意見の概要とそれに対する市および市教育委員会の考え方別紙のとおり

No.	意見・要望等要旨	市および市教育委員会の考え方
校舎		
1	女子トイレの便器の数が、男子の数に比べ少ないが十分なのか。児童がたくさん集まるところは一つでも増やせないか。	ご意見をふまえ、実施設計で検討していきたいと考えています。
2	特別支援教室が、中庭と西側の庭に面していることを評価しているようだが、果たしてそうだろうか。他市の例では、教育的な意味で必ず交流できる場所に設定されていたりする。どうしても、奥に「隔離」されている印象が否めない。自然な交流ができることを考慮してほしい。	特別支援学級に通う児童の中には、周囲の視線が気になり集中できない児童もいれば、他の児童と一緒に遊びたい児童もいます。特別支援学級教室は、特別支援学級の児童だけの遊び場としての西側の庭、特別支援学級以外の児童との交流の場としての中庭、どちらも使えるように配置し、児童の個性に応じた学習と交流ができるように計画します。
3	どうみても校舎間が狭いように感じるため、南東の土地や西側の住宅等、敷地の新たな確保に努力してほしい。	市教育委員会では基本設計に着手する前に、仮のレイアウトを作成し、この敷地が学校用地として十分な広さを有していると判断していますので、更に敷地を広げることは考えていません。
4	教室は開放型にするという教委の英断が必要と思われる。密室化、密閉化は、新しい教育の流れ（開かれた学校）に逆行している。	オープンスペース型は、グループ学習や作業活動などの多様な学習形態をとれる点や、学年単位での行動がしやすい点がある一方、児童によっては他からの音等が刺激となり、集中力を欠いてしまう点があることに加え、建設地域協議会や学校の先生方から、1クラスごとに区切られた教室を望む声が挙がっています。また、多様な学習形態等については、多目的室やワークスペースが寄与するものと考えています。

5	校長室、事務室は職員室に隣接していた方が良い。	ご意見をふまえ、実施設計で検討していきたいと考えています。
6	保健室は、低学年教室、特別支援学級教室、プールに近い方が良い。	保健室は、救急車が横付けできる位置で、運動時などの児童のけがなどに速やかに対応できるよう、グラウンドに近く、かつ、職員室と連携がとれるように、この配置のとおりとしたいと考えています。
7	太陽熱温水器、太陽光の活用を思い切って導入してほしい。太陽熱温水器でシャワーの設置（給食センターの給湯、給食センター、保健室、職員用のシャワー室、プールのシャワー等）。エアコンの導入を検討される時代、全国トップクラスにある日照時間を活用したい。光熱費の大幅削減。	学校の屋根には、50kwの太陽光発電設備を設置する予定です。なお、その他の活用については、現場の意見をふまえ、費用対効果を考慮しながら実施設計で検討します。
8	多目的ホールを広くとってほしい。放課後の子どもたちの居場所として活用してもらいたい。	<p>多目的ホールは、体育館以外の室内運動スペースとして、また、学年集会や行事等、様々な学習の場として使うことを想定しており、適切な広さを確保できていると考えています。</p> <p>新小学校建設に伴う新たな児童館整備につきましては、現在のところ予定しておりませんが、臼田地区においては、既存5児童館（臼田、青沼、田口、下越、切原）を存続し現在と同様の運営をまいります。徒歩通学の児童のうち、新小学校近隣の児童が放課後過ごす場所につきましては、多目的ホールの活用も含めて、児童館所管課とともに、総合的に検討してまいります。</p>

グラウンド		
9	<p>グラウンドを参観日に駐車場としても使えるようにクレイ舗装にするとしているが、極寒地で凍み上がりのある佐久の地にふさわしいのか、素人目から見て不安である。もともと水田地帯で、南に向かってのぼりの斜面になっていると思われる。雨が続くと当然地下水位が上がり、グラウンドなどは水が染み出てくるのではないか。クレイ舗装とすれば、凍み上がりの防止や地下水の排水のためにはグラウンドを掘り下げて相当の量のバラスなどで対策をしないといけないのではないか。普通のグラウンドにして、駐車場として使えるときは使って、使えないときは別に考えたほうが数年先の心配がないのでは。</p>	<p>クレイ舗装は、排水性をよくするために、有孔管と碎石を敷設し、その上に、砂と土を混ぜ、塩化カルシウム等で表面処理した表層を設ける舗装です。表面はある程度の固さで運動がしやすく、かつ排水性が良いため、雨が降っても早く使えるグラウンドです。近年クレイ舗装で整備した学校の実績でも、水はけの良さを確認しており、佐久の気候にも適応した舗装となっています。また、敷地造成では、水田の地下水等を考慮した暗渠排水管を布設したり、切土を少なくする計画としています。</p>
10	<p>グラウンドが何故か真四角でない。南側の敷地を僅か広げるだけで良い形になるのに、なぜそうしないのか教えてほしい。南側に土地があるように見えるが、検討したのか。佐久平浅間小学校より広い敷地は必要ないと考えているようだが、本当か。</p>	<p>市教育委員会では基本設計に着手する前に、仮のレイアウトを作成し、この敷地が学校用地として十分な広さを有していると判断していますので、更に敷地を広げることは考えていません。(市および市教育委員会の考え方No.3)</p>
駐車場		
11	<p>バス等の駐車スペースの中心に植栽が予定されているが、駐車スペースにして一台でも増やすべきではないか。広い場所が確保されるといううたい文句でここが決まったが、駐車スペースが少なすぎる。校舎の南側の場所も確保し保護者の送迎ができるようにしたらどうか。</p>	<p>駐車スペースのレイアウトについては、通学方法の決定に合わせ、実施設計で検討します。なお、緑地については、開発行為の基準の中にも定められており、ある程度必要であると考えています。また、児童のけがなどの理由による保護者の送迎用に必要な駐車台数は確保できていると考えています。</p>

12	<p>徒歩で通学する児童が敷地周辺を安心して通学できるように万全の対策をお願いしたい。職員用駐車場が校舎の横に配置してあるが大丈夫か。</p>	<p>徒歩で通学する児童、スクールバス、車両の動線の交差が最小限となるよう計画しています。子どもたちが正門から昇降口に行くまでの道については、原則として、車は入らないように分離しています。開校後は安全な学校生活を送れるよう、運営方法で配慮します。</p>
給食センター		
13	<p>給食センターの職員駐車場がないように見受けられるが、車社会で作業する人は事実上車でしか来られないので、建設時点で必要面積は確保すべきではないか。現在の給食センターの駐車台数に加え、余裕を持った台数の確保をすべきではないか。南側の住宅の前に農地があるし道路の反対側にもあるので、遠く離れた場所ではなく今の時期ならば隣接に確保できるのではないか。給食センター用地は農地転用の許可がいらないので、2期工事などとして全体計画とは別に実施できるのではないか。</p>	<p>駐車場につきましては、早出の職員や来客用等として駐車スペースを確保していますが、他のセンターの例のように工夫をしながら駐車することで一定程度の確保はできるものと考えています。また、不足する場合は、周辺の市有地を活用することで対応していく予定です。</p>
14	<p>校舎との接続で、給食センターに行く通路が他より狭いが十分なのか。</p>	<p>校舎と給食センターを結ぶ通路につきましては、児童の動線を考慮し、必要な通路幅を設けていきたいと考えています。</p>
15	<p>給食センターを敷地内に建設することは、食育の点でもとても良いと思う。しかし給食職員は、学校とは別の仕事。独立した駐車場は必須だと思う。敷地の形からみても、南側に駐車場を確保すべきではないか。学校なので、今後の長い先を見越して今対応すべき。</p>	<p>駐車場につきましては、早出の職員や来客用等として駐車スペースを確保していますが、他のセンターの例のように工夫をしながら駐車することで一定程度の確保はできるものと考えています。また、不足する場合は、周辺の市有地を活用することで対応していく予定です。(市および市教育委員会の考え方No.13)</p>

<p>16</p>	<p>この配置だと給食センターの位置が決まってしまう。給食センターは意見募集の対象外といっても、新小学校の配置が決まってしまうえば、給食センターの配置も決まってしまうため、この配置はやめていただきたい。</p> <p>理由として、給食センター前の県道は道幅が狭く見通しが悪いので、車の出入りにも非常に怖い思いをしている。納入業者の車が来るので危ないままになる。歩き通学の児童も自転車通学の生徒も危ない。また、冬は家の日影で道路は凍結し、なかなか解けないので危ない。</p> <p>今の小学校の配置図だと県道沿いに給食センターができるので危ないまま。給食センターが県道沿いになるような今の新小学校の配置はやめて欲しい。</p>	<p>給食センターが建設されることにより、これまでの環境に変化が生じますが、納入業者の搬入車両は1日10台ほどであり、車両が頻繁に出入りすることは少なく、交通への影響は小さいものと考えています。また、日影を抑えるよう屋根の形状に配慮していきます。</p> <p>給食センターの配置につきましては、搬入車両の経路、児童やスクールバスの動線等を考慮し、学校全体の施設利用も含め検討した上で、この場所が最適であると考えています。</p>
<p>17</p>	<p>今回給食センターの高さと場所と駐車場と車の出入り口について危惧を抱いている。また、この給食センターについては、今回はパブリックコメントを受け付けないようだが、それもなぜなのか。小学校の配置が決定する前から、給食センターはすでに配置が決まっていて、動かせないものという考え方なのか。だから、意見を募集しないのか。秋にそちらにコメントを残したはずだが、回答はいただいていない。</p> <p>給食センターの出入り口あたりは寒く、冬は凍結して危ない。以前、そこで滑って亡くなった方がおられて心配である。これから下小田切は高齢化が進むので、お年寄りばかりが歩くようになるだろう。</p>	

	<p>給食センターの11メートルの日陰になり犠牲になるお宅もいくつかあるが、その影響がなるべくないようにしてもらえないだろうか。</p> <p>プールの配置を給食センターの方へ一部動かせないだろうか。プールならそこまで高くないので、日陰に不満を抱かずに、地域にできる新しい学校と共存できる。</p> <p>プールの配置と給食センターの配置を考慮してほしい。今の設計図の配置はやめてほしい。車の出入りも、新しい道のほうへ誘導できるはず。</p>	
18	<p>今回、給食センターの配置が公表されたが、明らかに狭い敷地に無理やり押し込んだように見受けられる。駐車場がとれないなんてひどい話である。そのため、鳥瞰図を見ても校舎の周辺の敷地に全く余裕がなく、4つの小学校が合併して狭い1つの校舎に押し込められるイメージが強い。どうして周辺の田を取得できないのか知りたい。</p>	<p>市教育委員会では基本設計に着手する前に、仮のレイアウトを作成し、この敷地が学校用地として十分な広さを有していると判断していますので、更に敷地を広げることは考えていません。(市および市教育委員会の考え方No.3)</p>
19	<p>給食センターの駐車場がないというのは、毎日の給食を作っていただく職員の皆さんがかわいそう。他のセンターと比べて環境を差別するのはおかしいと思う。</p>	<p>駐車場につきましては、早出の職員や来客用等として駐車スペースを確保していますが、他のセンターの例のように工夫をしながら駐車することで一定程度の確保はできるものと考えています。また、不足する場合は、周辺の市有地を活用することで対応していく予定です。(市および市教育委員会の考え方No.13)</p>

その他

20	<p>児童館を造ってほしい。徒歩で通学する児童の為に、学校横に児童館が有るのが良い。造れないとしたら徒歩で通学する子どもが学校内で放課後過ごす場所が必ず必要である。そうしたことが書かれていない。</p>	<p>新小学校建設に伴う新たな児童館整備につきましては、現在のところ予定しておりません。臼田地区においては、既存5児童館（臼田、青沼、田口、下越、切原）を存続し現在と同様の運営をまいります。</p> <p>徒歩通学の児童のうち、新小学校近隣の児童が放課後過ごす場所につきましては、児童館所管課とともに、総合的に検討してまいります。</p>
21	<p>新小学校配置案にある正門前の道路は、佐久臼田ICへのアクセス道路が開通する以前は佳里保育園への送り迎えの車が多く利用し、道幅も狭く、お互いに譲り合っていた。特に西側県道とのT字交差点は見通しも悪く、出会い頭でぶつからないように非常に気を使う必要があった。地元説明会では、この道路に歩道は設置するが、道幅は現状のままという。新小学校が開校すれば、送り迎えの車が殺到し、さらに危ない状況になると予想される。近隣住民にとっても、送り迎えの方にとっても、不便で危ないことは間違いない。この正門前の道路の拡幅をお願いしたい。</p>	<p>小学校敷地の北側道路については、車道幅5.0m、学校側に歩道幅2.0mの全幅7.0mに拡幅する計画ですので、生活道路として普通車が十分すれ違いできる車道幅員で整備します。近隣の皆様にご迷惑をおかけしないよう、保護者の送迎は、グラウンド北側駐車場で行う等、学校運営の中で配慮していきます。</p>
22	<p>校舎建築のハード面だけが問題とされているが、新しい学校の教育理念に基づいた日々の授業のありかたを4校で共有し合い、実践を交流、深めるソフト面の構築が不可欠（すでに実践してるのかもしれないが）。4校の児童が無駄な戸惑いなく、授業や教育活動にすぐに取り組めるために</p>	<p>田口、青沼、切原、臼田の各小学校におきまして、4校合同の演奏会やレクリエーション等の実施により交流を深めていますが、いただいたご意見は、臼田地区新小学校の開校を見据えるなか大切なことですので、今後の取組みを進める際の参考にさせていただきます。</p>

	(新小学校になったら学力も体力も向上し、不登校も、問題行動も減少したと誇れるように)。	
--	---------------------------------------------	--